

令和 6 年度

第 5 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 8 月 30 日 (金)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和6年度第5回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年8月30日(金) 午前10時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石	高島	笠原	荻原
小林	白滝	横田	平野
清水	野村	上原	長野
穂苅			

2 欠席委員

(1) 農業委員

飯塚

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	野島	片桐	高島
----	----	----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局长	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主任	丸山
板倉区駐在室	副主任	宮尾
清里区駐在室	副主任	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

13番 新井	23番 佐藤
--------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

(板倉区)

議案第1号 農地法第3条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

案件なし

(名立区)

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

2 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数11人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数13人、欠席推進委員数4人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号13番 新井委員、議席番号、23番 佐藤委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の新井委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号212番から216番までの5件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。 それでは1頁をご覧ください。 報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約であります。 解約理由は、他者へ売却が2件、中間管理機構へ貸付が3件です。 同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。 以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の5件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号8番から番号9番までの2件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは3頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第1号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「駐車場」1件、「住宅敷地」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の2件を承認します。</p> <p><報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号76番から番号92番までの17件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは4頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「宅地造成」7件、「敷地拡張」2件、「一般個人住宅」1件、「モデルハウス」1件、「資材置場」1件、「建売住宅」1件、「駐車場」1件、「事務所」1件、「敷地拡張及び駐車場」1件、「倉庫」1件です。</p> <p>番号84番、88番から90番につきましては、1,000㎡を超えているため、9頁、10頁に位置図を添付してございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p>

議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないので、報告第3号の17件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>次に、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」18番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは11頁をご覧ください。</p> <p>番号18番は、一時転用となります。</p> <p>申請内容は、大字中真砂地内の農地を一時的に「資材置場」として利用するものです。</p> <p>12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、送電鉄塔の基礎部分に舗装を行うため、申請農地を貸借し、資材置場として一時的に利用するものです。</p> <p>申請農地は、農業振興地域整備計画内の農用地で、通常転用はできませんが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を使用することが必要であると認められるため、許可は可能となります。</p> <p>工期は、稲刈り後から令和7年12月28日、土地利用計画は、資材置場235.19㎡で必要最小限の面積の転用となることから計画は妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>繰り返しますが本件は一時転用の為、工事完了後は農地に復旧されることとなります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>

	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転6件、貸借権設定7件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号420番～427番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは、14頁をご覧ください。</p> <p>所有権移転6件の概略について説明します。</p> <p>こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定、番号415番から424番7件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは、16頁をご覧ください。</p> <p>番号415番～419番までは、従前の契約を継続更新する再設定でございます。</p> <p>設定期間は3年～10年に設定するものです。</p> <p>421番と424番は、自作をやめ、小作契約するもの、また、前耕作者のご子息と改めて小作契約を新規で設定するものであります。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決にはいります。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 53 番、54 番の 2 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 18 頁をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p> <p>対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらにも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>（中郷区駐在室分の議案）</p> <p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7102 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7102 番の 1 件を説明します。</p> <p>別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p>

	<p>番号 7102 番は、妙高市に居住し、高齢により日常の管理が出来ない地主の要望により、隣接農地を耕作する譲受人に売却することになったものです。</p> <p>提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに地域調和要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。</p> <p>16 番 清水委員をお願いします。</p>
清水委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7505 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮尾	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7505 番の 1 件を説明します。</p> <p>別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号 7505 番は、県外に居住し、日常の管理が出来ない地主の要望により、隣家の住宅を購入する方に売却することになったものです。</p> <p>住宅については、すでに売買契約を締結済みであります。</p>

	<p>提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた板倉区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。</p> <p>7505 番 野村委員をお願いします。</p>
野村委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 1 件を上程いたします。</p>
(板倉区) 宮尾	<p>3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 7531 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>（名立区駐在室分の議案）</p> <p><議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9502 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9502 番の 1 件を説明します。</p> <p>番号 9502 番につきましては、名立区平谷地内の農地を駐車場及び資材置場として一時転用するものです。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁 4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、申請農地を送電設備建設工事にとまなう工事車両などの駐車場及び資材置場として利用するため、申請農地を一時転用するものです。</p> <p>申請農地は、農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地となりますが、転用目的が送電設備建設工事に伴う用地としての駐車場及び資材置場であり、工事完了後、現状復旧が行われることから許可は可能となります。</p> <p>工期は、許可日令和 6 年 8 月 30 日から令和 7 年 12 月 22 日までです。</p> <p>土地利用計画は、駐車場及び資材置場で、所要面積は 621.64 m²です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号 9548 番から番号 9555 番の 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>5 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>5 頁、番号 9548 番から 6 項、番号 9555 番の 8 件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。</p> <p>いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>

議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。</p> <p>続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>